

## なぜ大阪 IR カジノ「基本合意」を公開できないのか

10月19日に情報公開請求した「大阪府、大阪市及び大阪 IR 株式会社の基本合意」の公文書について、1ヶ月遅れで非公開決定通知書が届いた。公開しない理由は、写真のように大阪市情報公開条例第7条第2・4・5号に該当と明記。こんな理由による「非公開」は不服なので、後悔しないよう審査請求をしたい。

昨日6日、大阪市会都市経済委員会を傍聴した。基本合意公開と審議を求め陳情書を提出したので、その審議を確認するためだ。IR推進局長の見解説明、委員による質疑のあと、維新と公明の反対で「引き続き審査」となった。久しぶりに傍聴して、私だけの傍聴席で怒りを膨張させた。

どういうわけか非公開とともに、部分公開通知書も同封されていた。

IR推進局に確認すると、20円納入すれば、電子メールで送付するという。市役所郵便局で20円を振り込んで、早く情報を見たいのでファックスで受領書を送ることにして、IR推進局に確認のため電話した。

担当者は郵便局の印がないとダメという。それで、郵便局に戻って事情を話したところ、写真の受領書しか出せないという。私の携帯で郵便局から担当者に説明してもらった。担当者の間違いであったが、郵便局の人も呆れていた。とんだ騒ぎに腹が立った。

市役所コンビニから受領書をファックスで送り、帰宅すると写真の「基本合意」が送信されていた。A4で2枚、別紙1~5を基本合意したという文書。別紙全部は非公開。これが部分公開なるものだ。予想はしていたが、またまた腹が立ってきた。大阪市民を馬鹿にするのも、いいかげんにせよと言いたい。でも、早く部分公開情報を20円(電話代などかなり高かったが)で入手して、住民訴訟にすこし役立ったようだ。それと傍聴して、国に提出した基本合意は変更もあり得るというIR推進局の答弁も聞くことができた。基本合意を非公開とするのも、こんな「理由」もあるのだろう。それにしても腹が立つ。

(2022年12月7日)

